

日本工業大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 日本工業大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、大学院の教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、その教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、7年以内の期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(組織的研修等)

第2条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前項に規定する研修を除く。）の機会を設け、その他必要な取組を行うものとする。

(研究科)

第3条 本大学院に工学研究科を置く。

(課程)

第4条 工学研究科に博士課程を置く。

2 博士課程は、これを博士前期課程及び博士後期課程に区分する。

3 博士前期課程は、これを修士課程として取扱うものとする。

(研究科の目的)

第5条 工学研究科は、工学に関する精深な学識を究め、技術社会に対応し得る実工学的研究をすすめ、もって社会に寄与することを目的とする。

2 工学研究科博士前期課程は、広い視野に立って工学における先進的かつ実践的な学識および能力を授け、高い専門性と研究能力を有する創造的職業人を養成することを目的とする。

3 工学研究科博士後期課程は、工学の専門分野において創造性豊かで実践的な研究開発能力を持ち、自立して研究を行うことができる研究者、又は工業技術の進展に寄与し得る実践的研究開発能力を持った高度に専門的な創造的職業人を養成することを目的とする。

(専攻)

第6条 工学研究科に次の専攻を置く。

博士前期課程	博士後期課程
環境共生システム学専攻	環境共生システム学専攻
機械システム工学専攻	機械システム工学専攻
電子情報メディア工学専攻	電子情報メディア工学専攻
建築デザイン学専攻	建築デザイン学専攻

(収容定員)

第7条 工学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

博士前期課程		
専攻	収容定員	入学定員
環境共生システム学専攻	30名	15名
機械システム工学専攻	70名	35名
電子情報メディア工学専攻	50名	25名
建築デザイン学専攻	50名	25名
計	200名	100名

博士後期課程		
専攻	収容定員	入学定員
環境共生システム学専攻	6名	2名
機械システム工学専攻	6名	2名
電子情報メディア工学専攻	6名	2名
建築デザイン学専攻	6名	2名
計	24名	8名

(標準修業年限)

第8条 博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 博士前期課程の標準修業年限は2年とする。

3 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学期間)

第9条 博士前期課程の在学期間は、4年を超えることはできない。

2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることはできない。

(学年・学期・休業日)

第10条 本大学院の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、第2項に規定する秋学期に入学した者の学年は、別に定める。

2 学年は次の2期に分ける。ただし、必要に応じ学長は各学期の授業開始日及び終了日を研究科委員会の議を経て変更することができる。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

3 休業日は次のとおりとする。ただし、特別に必要があるときは、臨時に休業し、また休業日に授業を行うことがある。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日

(2) 本学園創立記念日 6月29日

(3) 春季休業日、夏季休業日、冬季休業日 別に定める日

第2章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第11条 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 本大学院の教育方法は、授業科目の履修及び研究指導（これに当たる教授又は准教授を「指導教授」という。以下の条において同じ。）によって行う。

(授業科目等)

第12条 工学研究科各専攻の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第13条 学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し博士前期課程においては30単位以上を、博士後期課程においては各専攻の特殊研究科目を履修するほか必要な研究指導を受けなければならない。

2 研究指導は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所において研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 履修方法については、研究科委員会の定めるところによる。

(単位の計算、修得認定及び成績の評価)

第14条 各授業科目の単位の計算、単位修得認定の方法及び成績の評価については、日本工業大学学則第13条、第13条の2、第13条の3及び第18条から第22条の2までの規定を準用する。ただし、第22条の規定中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指

導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第15条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を研究科委員会の議を経て本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第37条に規定する転入学等の場合を除き本大学院において修得した単位以外のものについては、合せて15単位を超えないものとする。
- 3 入学前の既修得単位の認定は第15条第1項の修得単位と合せて20単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮）

第16条の2 第15条および第16条における入学前の既修得単位を、本大学院において修得したものとみなす場合、当該単位の修得により博士前期課程または博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認める時は、当該単位数およびその修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなす場合がある。ただし博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（教員免許状）

第17条 本大学院において、教員免許状の所要資格を得ようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項に定める免許状の種類は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	
工学研究科	環境共生システム学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	技術 工業
	機械システム工学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	技術 工業
	電子情報メディア工学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	技術 工業 情報
	建築デザイン学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

第3章 教員組織及び運営組織

（教員）

第18条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学院担当の教員が担当する。

（運営組織）

第19条 本大学院工学研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会の運営等について、大学院学則に定めるもののほかは、別に定めるところによるものとする。

(研究科委員会)

第20条 研究科委員会（以下「委員会」という。）は、学長及び大学院担当の専任教員をもって構成する。

ただし、学長が認めた場合は、これ以外の者を加えることができる。

2 委員会の委員長は、学長とする。

3 委員会に委員長を補佐するため、副委員長を置くことができる。

(委員会の招集)

第21条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名された者がその職務を代行する。

3 委員会は、議事録を作成し、委員長がこれを保管する。

(審議事項)

第22条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項として、学長が研究科委員会規程に定める事項

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

4 第1項第2号に関する委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第4章 課程の修了要件及び学位の授与

(博士前期課程の修了要件)

第23条 博士前期課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は研究科委員会が適当と認める特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上の在学で修了を認めることができる。

(博士課程の修了要件)

第24条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、第30条第4項の入学資格により博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては2年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年（標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者、標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間以上とし、修士課程を優れた研究成果をあげ1年以上の在学期間をもって修了した者もあつては、3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする）を減じた期間とする）以上の在学で修了を認めることができる。

(論文の審査)

第25条 論文の審査は、委員会の定める審査委員によって行うものとする。

2 修士の学位論文の審査委員は、指導教授を含む、当該論文の分野に関連ある大学院担当の教授又は准教授2名以上とし、主査は指導教授とする。

3 博士の学位論文の審査委員は、指導教授を含む、当該論文の分野に関連ある大学院担当の教授又は准教

授5名以上とし、主査は指導教授とする。

(最終試験)

第26条 最終試験は、前条の審査委員が論文を中心とし口頭試問により行う。ただし、筆記試験を併せて行うことができる。

(合否の決定)

第27条 合否の決定は、前2条の結果に基づき委員会において審議の上決定する。

(修了の時期)

第27条の2 修了の時期は、学年または学期の終わりとする。

(学位の授与)

第28条 博士前期課程を修了した者には修士(工学)の学位を、博士課程を修了した者には博士(工学)の学位を授与する。

2 本大学院の博士課程を経ないで論文を提出して博士(工学)の学位を請求した者については、第25条から第27条までの規定を準用して論文の審査及び試験を行い、合格した者に博士(工学)の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、休学、復学、転入学、退学、転学、再入学及び除籍

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学資格)

第30条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 前項の規定にかかわらず、本大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、入学させることができるものとする。
- 3 前項の取扱い、別に定める。
- 4 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上

の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学志願手続)

第31条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第32条 入学の許可は、本大学院所定の選抜試験に合格した者につき研究科委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(入学手続)

第33条 入学を許可された者は、別に定める期日までに、入学金及び授業料等を添えて所定の手続を完了しなければならない。

(保証人)

第34条 入学者は、入学手続に際し、その保証人を定めなければならない。

- 2 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。
- 3 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。
- 4 本大学院が保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。
- 5 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を果し得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。
- 6 保証人が住所を変更した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(休学)

第35条 病気その他止むを得ない事由により休学しようとする者は、その事由を示す書類を添え保証人連署の上学長に願い出てその許可を得なければならない。

- 2 休学期間は、博士前期課程にあっては、通算して2年を、博士後期課程にあっては通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学年数には算入するが、第23条及び第24条にいう在学の年数には算入しない。

(復学)

第36条 休学を許可された者は、休学期間満了とともに復学するものとし、その時期は学期のはじめとする。
なお、引き続き、休学を希望する者は、第35条に定める手続きを取らなくてはならない。

(転入学)

第37条 他の大学院又は我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者が本大学院に転入学を志望する場合は、選考の上これを許可することがある。

(退学又は転学)

第38条 退学又は他の大学院へ転学を希望する者は、その事由を付し保証人連署で学長に願い出てその許可を得なければならない。

(再入学)

第39条 正当な事由で退学した者が再入学を志望した場合は、選考の上これを許可することがある。この場合には既に履修した科目の全部又は一部を再履修させることがある。

(除籍)

第40条 本大学院学生で、次の各号の一に該当する者は、これを除籍することができる。

- (1) 在学期間が所定の年数を超えた者
- (2) 休学期間が所定の年数を超えた者
- (3) 留年等に際し、正当な理由なく手続を怠った者
- (4) 学費等納付金を滞納し、督促を受けてもこれに応じない者
- (5) 死亡の届出があった者

第6章 学費等

(入学検定料)

第41条 本大学院に入学を志望する者は、入学検定料として3万円を納入しなければならない。

(学費)

第42条 学費とは、入学金、授業料、実験研究費及び施設設備拡充費とし、次のとおりとする。

入 学 金	22万4千円	(入学時)
授 業 料	63万円	(年額)
実験研究費	11万1千円	(年額)
施設設備拡充費	25万2千円	(年額)

2 第10条の規定する秋学期により入学した者の授業料、実験研究費及び施設設備拡充費の取り扱いについては別に定める。

(学費の納入時期及び方法)

第43条 本大学院の学生は、学費等を各学期の定める期日までに納入しなければならない。

2 各学期に納入する額については、別に定める。

(学費等の延納)

第43条の2 前条第1項にかかわらず、特別な理由により所定の期日までに学費等を納入できない者は、所定の手続きを経て学費等を延納することができる。

2 学費等の延納手続きについては、別に定める。

(休学者の学費等)

第44条 休学者が、学期の初めから休学した場合、休学期間中の学費を免除し、次の在籍料を徴収する。

在 籍 料	15万円	(年額)
-------	------	------

2 学期の途中から休学する場合は、その学期分の所定の学費を徴収する。

(停学、退学の場合の学費等)

第45条 停学、退学の場合は、その日の属する学期分の学費等を納めなければならない。

(既納入金の取扱い)

第46条 既納の入学金、授業料等の納入金は、事由の如何にかかわらずこれを返還しない。

第7章 賞 罰

(賞罰)

第47条 学生の表彰及び懲戒については、日本工業大学学則第49条から第51条までの規定を準用する。

ただし、第51条の規定中「教授会」とあるは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第8章 科目等履修生及び委託学生

(科目等履修生)

第48条 本大学院の科目等履修生については、日本工業大学学則第60条並びに第63条第1項第1号の規定を準用する。

(委託学生)

第49条 本大学院の委託学生については、日本工業大学学則第61条並びに第63条第1項第2号の規定を準用する。

第9章 研究指導施設

(研究指導施設)

第50条 本大学院に、学生研究室を設ける。

(附属施設等)

第51条 大学院学生の附属施設及び厚生施設の利用に関しては、別に定めるところによる。

第10章 補則

(学則の改廃)

第52条 この学則の改廃は、研究科委員会の審議を経て、学長および理事会の承認を得て理事長が決定する。

付 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、改正後の第36条の規定は昭和58年度入学志願の者から適用する。

付 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第38条の規定の適用に当たって、昭和59年度以前の入学者については別に定めるところによる。

付 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第38条の規定の適用に当たって、昭和59年度以前の入学者については別に定めるところによる。

付 則

この学則は、昭和61年9月20日から施行する。

付 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、改正後の第38条の規定は昭和62年度入学志願の者から適用し、同じく第40条の規定の適用に当たって昭和61年度以前の入学者については別に定めるところによる。

付 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、改正後の第39条の規定は昭和63年度入学者から適用し、同じく第40条の規定の適用に当たって昭和62年度以前の入学者については別に定めるところによる。

なお、第11条別表の改正については、昭和62年4月1日から適用する。

付 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第40条の規定の適用に当たって昭和62年度以前の入学者については別に定めるところによる。

なお、第11条別表の改正中修士課程電気工学専攻に係る部分中「アンテナ工学特論」及び「レーザ工学特論」の増設については、昭和63年4月1日から適用する。

付 則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

2 改正後の第38条の規定は平成2年度入学志願の者から、また、同じく第39条の規定は平成2年度入学者から適用する。

なお、改正後の第40条の規定の適用については、別に定めるところによる。

3 改正後の第11条の別表「Ⅰ 工学研究科修士課程専攻別授業科目及び単位数」のうち、機械工学専攻中「サーボ設計特論 2」、「自動化設計特論 2」及び「成形加工工学特論 2」の増設並びに「鑄造工学特論 4」、「生産管理特論 4」及び「安全・強度特論 4」の廃止、電気工学専攻中「電気エネルギー変換工学特論 2」、「電力系統工学特論 2」及び「生体情報工学特論 4」の増設並びに「情報システム特論 4」の廃止については、平成元年4月1日から適用する。

4 改正後の第14条の規定は、平成元年4月1日から適用する。

なお、平成2年3月31日に在学する者が教員免許状を取得しようとする場合の修得すべき当該教科及び教職に関する専門教育科目及び単位数は従前どおりとする。

付 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第40条の規定の適用に当たって平成元年度以前の入学者については別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は平成4年3月1日から適用する。

なお、第38条の改正規定は、平成4年度の入学志願者から、また第39条の改正規定は平成4年度入学者から適用する。第40条の改正規定の適用に当たって平成3年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第41条の規定の適用に当たって平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第41条の規定の適用に当たって平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第41条の規定の適用に当たって平成4年度以前

の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第41条の規定の適用に当たって平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第43条の規定の適用に当たって平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条別表「大学院工学研究科授業科目及び単位数 博士前期課程」のうち機械工学専攻の「機械設計特論 2」の増設については、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条別表「大学院工学研究科授業科目及び単位数 博士前期課程」のうち機械工学専攻の「機能材料特論 2」の増設については、平成13年10月1日から適用する。

付 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条別表「大学院工学研究科授業科目及び単位数 博士前期課程」のうち情報工学専攻の「計算論特論 2」の増設については、平成18年10月1日から適用する。

付 則

この学則は、平成19年9月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、第10条に規定する学期の区分について、平成19年度は別に定めるところによる。

付 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第44条の在籍料の徴収については、平成21年度の入学者から適用する。

付 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成23年9月30日から施行する。

2 第43条の2の規定は、平成23年度在学の学生から適用する。

付 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第6条、第7条、第12条及び第17条の規定は、平成25年度の入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第12条の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については従前の学則の定

めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第6条、第7条、第12条及び第42条の規定は、平成27年度の入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、平成28年度の入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、平成29年度の入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、平成30年度の入学者から適用し、平成29年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、令和2年度の入学者から適用し、平成31年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 第14条の規定は、令和2年4月1日に在籍する学生から適用する。

付 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、令和3年度の入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。